



ぴあサロン ～認知症家族の集い～



湯浅町では認知症の方と認知症の方を介護する家族を応援するため、交流会を開催しています。同じ悩みを抱える方同士で日頃の思いを話してみませんか。

介護や医療に関する悩みや思いを話すことによりこころが軽くなりストレス解消につながります。

参加者同士で知識や経験を伝え合うことでさまざまな情報を交換したり、同じ立場の方を救うことにもつながります。

家族の方の参加だけでなく、認知症の方と家族と一緒にの参加、認知症の方のみの参加も可能です。

※ご本人が参加される場合は事前にご連絡ください。

▶参加者の声

「毎月この会があるので日々の介護を頑張ることができる」
「自分の経験を他の参加者の方に伝えることができ嬉しい」
「この会で教えてもらった方法を試したら上手いいった」等



●開催日程

開催日時		場所
平成29年4月18日(火)	13:30 15:30	湯浅町役場 保健センター
平成29年6月21日(水)		ふれあいプラザ
平成29年7月19日(水)		ふれあいプラザ
平成29年8月16日(水)		ふれあいプラザ
平成29年9月20日(水)		ふれあいプラザ
平成29年11月15日(水)		ふれあいプラザ
平成30年1月17日(水)		ふれあいプラザ
平成30年2月21日(水)		ふれあいプラザ
平成30年3月14日(水)		湯浅町役場 保健センター

会場に参加するのは難しい、他の方には聞かれたくないという方のために電話による相談・訪問による相談にも応じています。

お問い合わせ 湯浅町地域包括支援センター(14番窓口) ☎64-1120(直通)
ご相談は 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

各種医療費の助成制度について

▶お問合せ・お申込み
住民環境課 国保年金係(6番窓口) ☎64-1102

●**重度心身障害児(者) 医療費助成制度**
重度心身障害児(者)の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費の助成を行っています。(所得制限があります)

	身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・療育手帳A	身体障害者手帳3級
入院	○	○
入院外	○	

●**ひとり親家庭医療費助成制度**
ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、父または母及び児童に対し医療費の助成を行っています。(所得制限があります)

●**乳幼児医療費・子ども医療費助成制度**
子育てに伴う保護者の経済的負担

●**老人医療費助成制度**
本制度は67歳から69歳の方の医療費の自己負担額の割合を3割から2割に減額できる助成制度で、次の①～⑤のすべての条件に当てはまる方を対象に行っています。

- ①あなたとあなたの世帯全員が町県民税を課されていないとき
- ②同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、課税世帯扱いになります。
- ③あなたとあなたの世帯全員の前年1年間の収入の合計金額が次の基準以下であるとき。

1人世帯(単身)	100万円
2人世帯	140万円
3人世帯	180万円

以下1人増えるごとに40万円加算

●**所得制限**
所得制限はありますが、就学前の乳幼児の保護者のみ所得の確認を省略しています。

※収入の中には、遺族年金・遺族恩給・障害年金・老齢福祉年金・雇用保険・福祉給付金など、あらゆる収入が含まれます。

- ③あなたとあなたの世帯全員の金融資産が、次の基準額以内であるとき。
・あなたのお預金、有価証券(国債、株式など)の合計額が350万円まで。
- ④あなたとあなたの世帯全員が活用できる資産を所有していないとき。
・現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。
- ⑤あなたとあなたの世帯以外の世帯に属する方から扶養を受けていないとき。

・所得税、町県民税の扶養親族となっていない。
・健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない。

詳しくは、住民環境課国保年金係までお問い合わせください。